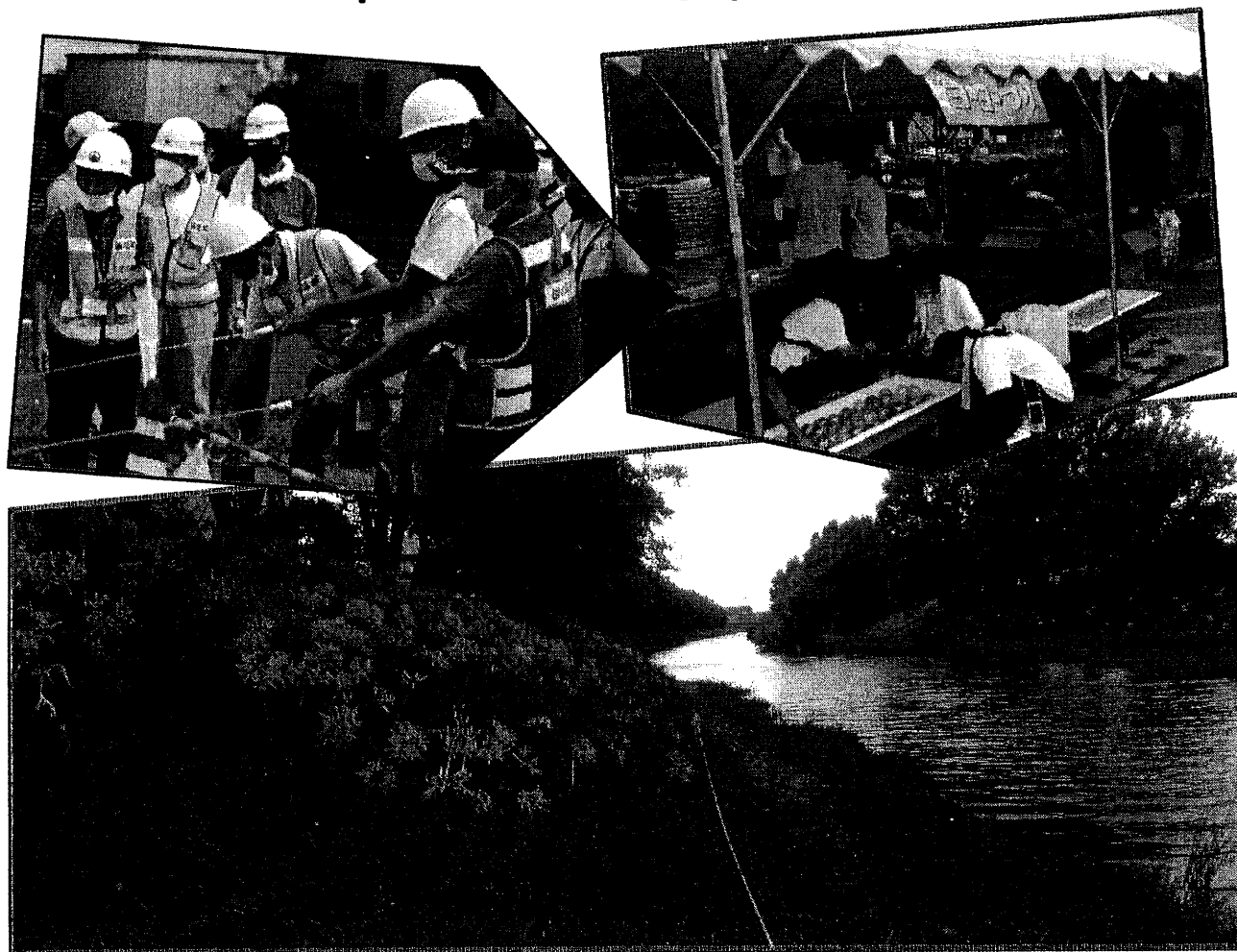


高取まちづくり協議会

第15回 通常総会



高浜市民憲章

わたくしたち高浜市民は、力を合わせ、英知と勇気をもって実践します。

1. スポーツに親しみ、健康な体をつくります。
1. 教養をたかめ、心のかよう家庭をつくります。
1. 仕事に誇りをもち、豊かなまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよい社会をつくります。
1. きれいな水と青い空の、美しい郷土をつくります。

日時 令和5年5月17日(水)
午後7時より

会場 あいち中央農協 高取支店 2階

第15回通常総会次第

1. 開会のことば

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議事録署名人選出

5. 議題

第1号議案 令和4年度事業報告について	P1
第2号議案 令和4年度収支決算について	P2~3
第3号議案 令和5年度役員(案)の選出について	P4
第4号議案 令和5年度事業計画(案)について	P5
第5号議案 令和5年度収支予算(案)について	P6
第6号議案 高取小学校区地域計画 2023▶2032(案)	別冊

参考資料

・理事・会員・協力団体名簿(案)	P7~8
・備品一覧	P9
・実施事業グループ編成名簿(案)	P10~11
・規約	P12~18

6. 閉会のことば

第1号議案

令和4年度 高取まちづくり協議会事業報告書

1. 事業実施の方針 高取まちづくり協議会は、「高取小学校区 地域計画 2016→2021」のもと、これまでの取り組みの成果・課題を踏まえ、まちづくりの輪が広がるように、校区内の住民・団体との連携を強化しながら、高取地区の課題解決、魅力を伸ばす事業を実施した。

2. 事業の実施に関する事項

区分	事業内容	実施日	実施状況		
1 防災防犯事業	1) 防災事業	①総合防災訓練事業	9/4	3年ぶりの実施。防災食のカレー作りなど実施	
		②防災資機材倉庫管理事業	7/2	チェック表に従い点検及び簡易トイレの組立訓練実施	
		③防災体制構築事業	防災講演会	R5.2/25	自衛隊を講師に迎え、講演やロープワークなど実施
			炊出し訓練	9/4 R5.2/26	防災訓練と同日、駅伝開催時に実施
		要援護者の支援体制の検討	7/28	防災訓練の事前会議にて実施	
	2) 防犯事業	①青色防犯パトロール事業	4月～3月	4町内会 週3回程度巡回 2名/1回	
		②緊急パトロール事業	12/22～24.27	年末特別パトロール(4町内会 各1日ずつ)	
		③散歩パトロール事業	6月～3月	高浜市婦人の会高取支部及び高浜シバ-人材センター	
		④青パト講習会参加事業	6/2	参加 新規21名 更新46名	
		⑤防犯啓発事業	4月～3月	防犯啓発に関する掲示など	
		⑥こども110番のぼり旗事業	4月～3月	現在42世帯	
2 環境美化事業	1)ごみ減量事業	4月～3月	エコキャップ回収数 集計16.26kg		
	2)まちなか美化事業 (街路樹の植栽)	4月～3月	「ひまわりの会」を中心に毎月第3月曜日実施		
	3)稗田川花と緑のふれあい公園事業	①草刈等維持管理事業	草刈(6/4.7/16 8/20.10/1) 間伐(12/3)	稗田川堤防の草刈り作業及び間伐作業 参加者 草刈り(計66名) 間伐(22名)	
		②稗田川活性化事業	4月～3月	彼岸花維持管理、婦人の会主体でお茶会実施(9/18)	
	4)八反田公園維持管理事業	4月～3月	藤枝剪定、草刈り作業(1～2回/月)		
3 地域住民交流事業	1)たかとり夏フェス事業	8/6	JA駐車場でダンスコンテストを中心としたお祭りを開催 フェスにてスポーツイベントとしてスケボー体験を実施		
	2)スポーツ祭・文化祭				
	3)高齢者(障がい者)健康促進事業	4月～3月	スポーツ吹矢(毎月第1・3月曜日) あたまとカラダの体操(毎月第1木曜日)		
	4)スマホ教室事業	10月～1月	高齢者向け「かんたんスマホ講座」計9回実施		
	5)お知らせ事業	①ホームページ運営事業	4月～3月	高取地区に関する情報を収集・発信するためのHPの運営	
		②広報誌「むぎぶえ」発行	7/1 . R4.4/1	高取まち協活動を発信	
		③記念誌「とりしろう」発行	未実施	5年に1部発行(次回は15周年記念誌として)	
	6)地域応援サポート事業	①「地域の絆」向上事業	4月～3月	※清水町内会主体で事業実施	
		②ホテルの飛翔復活事業	4月～3月	※神楽山ホテル会主体で事業実施	
		③こども育成事業	4月～3月	※鷹取の会主体で事業実施	
		④子どもふれあい交流事業	4月～3月	※たかとり子ども会主体で事業実施	
⑤認知症サポーター養成事業		12/6	※民生委員主体で事業実施		
⑥大家族ひえだ川駅伝事業		R5.2/26	※駅伝実行委員会主体で事業実施		
4 地域計画策定事業		4月～3月	次期計画の策定に向けた検討を会議など開催し作成		
5 施設管理事業		4月～3月	高取ふれあいプラザの維持管理・運営		

第2号議案

令和4年度 高取まちづくり協議会収支決算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

◇収入の部 (統括表) 事業費 勘定科目		予算額	決算額	対予算額	備考
1) 交付金等収入	市民予算枠事業交付金	6,651,000	6,651,000	0	
	地域内分権推進事業交付金	1,418,000	1,418,000	0	
2) 事業収入	ふれあいプラザ管理委託料	5,417,407	5,417,407	0	
3) 雑収入	協賛金収入	300,000	345,000	45,000	協賛金(町内会より)・フェス緑日チケット代
	その他雑収入	0	16,031	16,031	預金利息、コピー代等
4) 前年度繰越金		1,372,794	1,372,794	0	
収入合計		15,159,201	15,220,232	61,031	

◇支出の部 (統括表) 事業費 勘定科目		予算額	決算額	残額	備考	
1 防災 防犯 事業	1) 防災 事業	①総合防災訓練事業	111,000	66,463	44,537	
		②防災資機材倉庫管理事業	15,000	10,886	4,114	年1回点検を実施
		③防災体制構築事業	178,000	271,371	-93,371	防災講演会・清水町トランシーバー購入等
	2) 防犯 事業	①防犯移譲事業	474,000	284,156	189,844	青パト燃料、保険、謝礼金
		②防犯事業	42,000	152,922	-110,922	本郷町ソーラー防犯灯修理等
小計①		820,000	785,798	34,202		
2 環境 美化 事業	1) ごみ減量事業	4,600	0	4,600		
	2) まちなか美化事業	148,000	147,108	892	街路樹植栽活動費	
	3) 稗田川花と緑 ふれあい公園事業	①草刈等維持管理事業	678,000	653,854	24,146	芝刈機オイル、間伐代、植栽用苗代
		②稗田川活性化事業	347,800	300,971	46,829	彼岸花維持管理費、お茶会開催費用
	4) 八反田公園管理事業	168,000	118,003	49,997	公園内草刈り、藤枝剪定など	
小計②		1,346,400	1,219,936	126,464		
3 地域 住民 交流 事業	1) たかどり夏フェス事業	1,219,100	1,329,805	-110,705	祭り開催費用	
	2) スポーツ祭・文化祭事業	188,700	220,000	-31,300	スポーツイベントとしてスケボー体験費用	
	3) 高齢者健康促進事業	126,000	122,769	3,231	あたまとカラダの体操 講師料など	
	4) スマホ教室事業	30,000	10,996	19,004	案内チラシ印刷代、お茶代など	
	5) お知らせ事業	173,800	160,000	13,800	むぎぶえ発行(年2回)、HP管理・運営	
	6) 地域応援 サポート 事業	①「地域の絆」向上事業	340,000	340,000	0	※清水町内会主体で事業実施
		②ホテルの飛翔復活事業	288,000	288,000	0	※神楽山ホテル会主体で事業実施
		③こども育成事業	450,000	450,000	0	※鷹取の会主体で事業実施
		④ふれあい交流事業	330,000	300,000	30,000	※たかどり子ども会主体で事業実施
		⑤認知症サポーター養成事業	20,000	20,000	0	※民生委員主体で講習会実施
⑥大家族ひえだ川駅伝事業	141,000	141,000	0	※陸上クラブ主体で事業実施		
小計③		3,306,600	3,382,570	-75,970		
4 施設管理 事業	高取ふれあいプラザ管理事業④	5,417,407	5,454,185	-36,778		
管理費	1 謝礼	2,500,000	2,300,206	199,794	役員・事務局謝礼	
	2 会議費	10,000	21,850	-11,850	飲料代など	
	3 旅費交通費	10,000	1,140	8,860	交通費	
	4 消耗品費	116,000	84,364	31,636	事務用品など	
	5 通信運搬費	100,000	63,695	36,305	電話代・FAX・切手代・インターネット代	
	6 手数料	130,000	80,616	49,384	コピー機リース料、コピー料	
	7 保険料	30,000	36,635	-6,635	活動保険料	
	8 備品購入費	0	86,900	-86,900	パソコン代	
小計⑤		2,896,000	2,675,406	220,594		
予備費	⑥	1,372,794	0	1,372,794		
支出合計(①+②+③+④+⑤+⑥)		15,159,201	13,517,895	1,641,306		

次期繰越収支差額	収入	支出	差額	次年度へ繰越
	15,220,232	13,517,895	1,702,337	

※補正予算・流用については、理事会において承認をいただいています。

監査報告書

令和4年度高取まちづくり協議会の事業及び収支決算について、
監査を行った結果、関係諸帳簿・収支決算書・預金通帳等、いず
れも正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和 5 年 4 月 11 日

監事 川角 知行

監事 島居 信三郎

第3号議案

令和5年度 高取まちづくり協議会 役員(案)

役職名	区分	氏名	備考
会長	新任	早川 弘樹	
副会長	新任	松野 盛高	

監事	再任	川角 和行	
監事	新任	杉浦 有三	

<参考>

事務局長	新任	長田 正雄	
会計	新任	長田 正雄	

※選任は第10条により、会長が会員から選任することとなっているため報告案件となります。

顧問	再任	荒川 義孝	
顧問	新任	杉浦 秀敏	

※選任は第13条により、有識者のうちから、理事会の推薦を経て会長が委嘱することとなっているため報告案件となります。

防災防犯事業リーダー	新任	堂満 光一	
環境美化事業リーダー	再任	杉浦 好	

※選任は第14条により、グループ員より選任することとなっているため報告案件となります。

第4号議案

令和5年度 高取まちづくり協議会事業計画書(案)

1. 事業実施の方針 高取まちづくり協議会は、「高取小学校区 地域計画 2023▶2032」のもと、これまでの取り組みの成果・課題を踏まえ、まちづくりの輪が広がるように、校区内の住民・団体との連携を強化しながら、高取地区の課題解決、魅力を伸ばす事業を実施する。

2. 事業の実施に関する事項

区分	事業内容		実施予定日	
1 防災防犯事業	1) 防災事業	①総合防災訓練事業	市総合防災訓練開催時における実動訓練 訓練 9/3(日) 会議(6/23)	
		②防災体制構築事業	防災講演会	防災における講演会を実施 R6.2/24
			炊出し訓練	避難所運営訓練実施として炊出し訓練を行う 駅伝と同時実施
			要介護者の支援体制の検討	高取地区町内会を中心とした要介護者への対応方法を検討 6/23
	2) 防犯事業	①青色防犯パトロール事業	4町内会 週3回程度巡回 2名/1回 通年	
		②緊急パトロール事業	年末特別パトロール及び緊急時 通年	
		③散歩パトロール事業	必要時 通年	
		④青パト講習会参加事業	青パト講習会に参加 1回/年	
		⑤防犯啓発事業	「れれ詐欺」未然防止などの講習会等を警察と連携して実施 開催時期未定	
		⑥子ども110番のぼり旗事業	事故等未然防止の為、通学路・110番世帯へ旗を配布→設置 通年	
⑦防犯灯管理事業		ソーラー式防犯灯の修理及び撤去 通年		
2 環境美化事業	1) ごみ減量事業		ごみ分別収集活動としてエコキャップ回収 通年	
	2) まちなか美化事業 (街路樹の植栽)		「ひまわりの会」を中心に活動 毎月(第3月曜日)	
	3) 稗田川花と緑のふれあい公園事業	①草刈等維持管理事業	植樹した周辺1m四方の草刈り実施。12月は堤防の間伐実施 ※水明会、清流会は彼岸花開花前の8月下旬と葉が出る前の9月末に草刈り実施 草刈 (6/3.7/15 8/26.10/7) 間伐(12/2)	
		②稗田川活性化事業	稗田川を活性化。彼岸花の管理やPRイベント(お茶会など)を実施 9月	
	4) 八反田公園維持管理事業		八反田公園内のトイレ以外の草刈り、低木の剪定、清掃作業を行う 毎月1~2回程度	
3 地域住民交流事業	1) たかとりフェス事業		JA駐車場や五反田グラウンドで開催する祭り「たかとりフェス」。 「たかとりフェス」と同日に、高取小学校体育館にて行うスポーツイベントと、高取ふれあいプラザにて文化祭(お茶会、展示会など)を場所を分けて行う 8/5(土)	
	2) 高齢者(障がい者)健康促進事業		(高齢者・障がい者)シニアにとっても気楽に楽しみながら健康になる[スゴ〜吹矢][あたまとかが]の体操]で、仲間づくりで交流を図る 炊矢(毎月第1.3月曜) 体操(毎月第1.3木曜)	
	3) お知らせ事業	①ホームページ運営事業	高取地区に関する情報を収集・発信するためのHPの運営 通年	
		②広報誌「むぎぶえ」発行	高取まち協活動を発信 年2回(7月・4月予定)	
	4) 地域応援サポート事業	①「地域の絆」向上事業	鮫川、田畑といった地域の財を活用し、地域への誇りや帰属意識を高め、高取小学校区住民相互の絆の向上を目指す活動 清水町内会主体	
		②ホテルの飛翔復活事業	ホテル水路等の自然資源を活用し、地域活性化、地域に対する愛着・誇りの醸成、次世代に渡せる自然環境の創出を目指す活動 神楽山ホテル会主体	
		③子ども育成事業	子ども達の為の防災訓練を学習したり世代の壁を超え、家庭や学校だけでは得られない食の知識を得ることを目的とした活動を行う 鷹取の会主体	
		④子どもふれあい交流事業	子ども会を中心とした世代間交流を実施 たかとり子ども会主体	
⑤認知症サポーター養成事業		地域の方が講師(=認知症ケアボランティア)を務める「養成講座」を開催 民生委員主体		
⑥大家族ひえだ川駅伝事業		4人1チームで、幼児〜一般まで幅広い年代別で競う大会 駅伝実行委員会主体		
4 施設管理事業	高取ふれあいプラザの維持管理・運営		通年	

第5号議案

令和5年度高取まちづくり協議会収支予算書(案)

(単位:円)

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◇収入の部 (統括表) 事業費 勘定科目		令和5年度 予算額(案)	令和4年度 当初予算額	増減額	備考
1) 交付金等収入	市民予算枠事業交付金	7,053,000	6,651,000	402,000	
	地域内分権推進事業交付金	1,532,000	1,418,000	114,000	
2) 事業収入	ふれあいプラザ管理委託料	5,594,537	5,417,407	177,130	
3) 雑収入	協賛金等収入	150,000	300,000	▲ 150,000	事業協賛金(4町内会より)
	その他雑収入	0	0	0	預金利息、コピー代等
4) 前年度繰越金		1,702,337	1,372,794	329,543	
収入合計		16,031,874	15,159,201	872,673	

◇支出の部 (統括表) 事業費 勘定科目			令和5年度 予算額(案)	令和4年度 当初予算額	増減額	備考
1 防災 防犯 事業	1) 防災事業	①総合防災訓練事業	111,000	111,000	0	
		防災資機材倉庫管理事業	0	15,000	▲ 15,000	移譲事業の廃止
	2) 防犯事業	②防災体制構築事業	178,000	178,000	0	
		①防犯移譲事業	625,000	474,000	151,000	青パト車検代の増加
		②防犯事業	254,000	42,000	212,000	防犯灯管理事業(新規)分の増加
小計①			1,168,000	820,000	348,000	
2 環境 美化 事業	1) ごみ減量事業		0	4,600	▲ 4,600	
	2) まちなか美化事業		148,000	148,000	0	
	3) 稗田川花と緑 ふれあい公園事業	①草刈り等維持管理事業	725,000	678,000	47,000	草刈り作業謝礼の増加
		②稗田川活性化事業	294,800	347,800	▲ 53,000	彼岸花まつりの内容見直し
	4) 八反田公園管理事業		176,000	168,000	8,000	
小計②			1,343,800	1,346,400	▲ 2,600	
3 地域 住民 交流 事業	1) たかとりフェス事業	たかとり夏フェス事業	0	1,219,100	▲ 1,219,100	実績を踏まえ見直し 町内会からの事業協賛金150,000円含む
		スポーツ祭・文化祭事業	0	188,700	▲ 188,700	
		高年齢者健康促進事業	116,000	126,000	▲ 10,000	
	2) スマホ教室事業		0	30,000	▲ 30,000	移譲事業(実施しない)
	3) お知らせ事業		93,800	173,800	▲ 80,000	広報誌「むぎぶえ」を回覧に変更
	4) 地域応援 サポート 事業	①「地域の絆」向上事業	377,400	340,000	37,400	清水町内会主体事業 ※
		②ホテルの飛翔復活事業	319,000	288,000	31,000	ホテル会主体事業 ※
		③こども育成事業	480,000	450,000	30,000	鷹取の会主体事業 ※
		④ふれあい交流事業	200,000	330,000	▲ 130,000	たかとり子ども会主体事業 ※
		⑤認知症サポーター養成事業	20,000	20,000	0	
	⑥大家族ひえだ川駅伝事業	141,000	141,000	0	駅伝実行委員会主体事業 ※	
小計③			3,327,200	3,306,600	20,600	
4 施設管理 事業	1) 高取ふれあいプラザ管理事業 ④	5,594,537	5,417,407	177,130	市委託事業	
5 管理費	1) 謝礼	2,500,000	2,500,000	0		
	2) 会議費	25,000	10,000	15,000	実績を踏まえ見直し	
	3) 旅費交通費	5,000	10,000	▲ 5,000	実績を踏まえ見直し	
	4) 消耗品費	116,000	116,000	0		
	5) 通信運搬費	90,000	100,000	▲ 10,000	実績を踏まえ見直し	
	6) 手数料	130,000	130,000	0		
	7) 保険料	30,000	30,000	0		
小計⑤			2,896,000	2,896,000	0	
6 予備費 ⑥		1,702,337	1,372,794	329,543		
支出合計(①+②+③+④+⑤+⑥)			16,031,874	15,159,201	872,673	

科目間での流用は認める

※印は、構成団体が中心となって高取小学校区で行う事業とする。

参 考

役職名	区分	氏 名	備 考
理 事	新規	近 藤 得 之	清水町町内会 5年度会長
理 事	継続	杉 浦 紀 明	本郷町町内会 5年度会長
理 事	新規	寺 田 弘	向山町町内会 5年度会長
理 事	新規	島 村 浩 二	論地町町内会 5年度会長
理 事	継続	川 角 由 美 子	本郷町
理 事	継続	正 木 久 人	論地町
理 事	継続	杉 浦 裕 司	向山町
理 事	継続	荒 川 昭 治	本郷町
理 事	継続	平 山 充 重	本郷町
理 事	継続	伊 藤 圭 子	向山町
理 事	継続	村 上 宗 久	高取小学校 教頭
理 事	継続	原 田 多 古	たかとりこども園 園長
理 事	新規	植 田 里 美	高浜市婦人の会高取支部 5年度支部長
理 事	新規	酒 井 康 満	いきいきクラブ代表(新和会 5年度会長)
理 事	新規	石 川 大 輔	高取小学校PTA 5年度会長
理 事	新規	大 田 知 明	たかとりこども園保護者の会 5年度会長
理 事	新規	中 溝 奈 津 代	たかとり子ども会 5年度会長
理 事	新規	酒 井 杏 士 朗	消防第四分団 5年度分団長

オブザーバー	中 井 滋	高取小学校 校長
オブザーバー	三 牧 秀 和	高浜中学校 校長
オブザーバー	清 水 美 智 男	南中学校 校長

顧 問	荒 川 義 孝	高浜市議会議員
顧 問	杉 浦 秀 敏	高取まちづくり協議会前会長

会 員	新規	大 岡 正 代	本郷町
会 員	新規	杉 浦 敬	向山町
会 員	新規	角 谷 清 一	論地町
会 員	継続	畔 柳 洋 一	本郷町
会 員	継続	鍋 田 裕 久	論地町
会 員	継続	池 上 二 郎	向山町
会 員	継続	青 山 隆 司	本郷町
会 員	継続	杉 浦 邦 彦	向山町
会 員	継続	角 谷 とみ子	論地町
会 員	継続	石 川 あい子	論地町
会 員	継続	杉 浦 正 博	論地町
会 員	継続	杉 浦 巖	向山町
会 員	継続	浅 野 勝 次	清水町
会 員	継続	神 谷 桑 一	本郷町
会 員	継続	平 澤 悦 子	本郷町
会 員	継続	川 角 光 利	本郷町
会 員	継続	水 野 隆 治	向山町
会 員	継続	坂 東 登	清水町
会 員	継続	杉 浦 修 二	向山町
会 員	継続	杉 浦 雅 子	向山町
会 員	継続	平 山 昌 秋	(社)高浜市シルバー人材センター

参 考

備 品 一 覧

品 名	数 量	保管・設置場所	管理者
芝刈り機	1台	水明会倉庫フレンド公園	水明会代表
AED	1台	高取ふれあいプラザ	まち協事務局
草刈機(刈払機)	5台	まち協倉庫	まち協事務局
歩行型草刈機	2台	まち協倉庫	まち協事務局
インバーター発電機	1台	まち協倉庫	まち協事務局
サークルライト	2セット	まち協倉庫	まち協事務局
コードリール	2台	まち協倉庫	まち協事務局
テント 大・小	4セット	農業センター(旧消防倉庫)	まち協事務局
ワイヤレスアンプ	2台	まち協事務局	まち協事務局
プロジェクター	1台	まち協事務局	まち協事務局
ツルハシ	20本	農業センター(旧消防倉庫)	まち協事務局
エンジンチェーンソー	3台	まち協倉庫	まち協事務局
脚立 大・小	2台	農業センター(旧消防倉庫)	まち協事務局
スコップ 大	10本	まち協倉庫	まち協事務局
一輪車	1台	まち協倉庫	まち協事務局
長机	10台	高取ふれあいプラザ	まち協事務局
パイプ椅子	60脚	高取ふれあいプラザ	まち協事務局

*水明会の倉庫は向山町フレンド公園 管理者 杉浦 好様

貸出について

- ・貸出は、高取まちづくり協議会各種団体に限ります。
- ・申請書類を記入して、まち協事務局長へ提出してください。
- ・備品を破損させた場合には必ず管理者に報告してください。

令和4年度 実施事業グループ編成名簿(案)

防災防犯事業

(敬称略)

リーダー	堂 満 光 一	対策統括
	酒井 杏士朗	消防第四分団 5年度分団長
	近 藤 得 之	清水町町内会 5年度会長
	松 尾 弘 文	清水町町内会 5年度副会長
	杉 浦 紀 明	本郷町町内会 5年度会長
	深 谷 豊 規	本郷町町内会 5年度副会長
	寺 田 弘	向山町町内会 5年度会長
	杉 浦 利 幸	向山町町内会 5年度副会長
	島 村 浩 二	論地町町内会 5年度会長
	杉 浦 伸 芳	論地町町内会 5年度副会長
	村 上 宗 久	(学校対応班) 高取小学校教頭
	原 田 多 古	(学校対応班) たかとりこども園園長
	酒 井 康 満	(学校対応班) いきいきクラブ代表
	川角 由美子	食料班責任者
	大 岡 正 代	(食料班) 本郷町
	植 田 里 美	(食料班) 高浜市婦人の会高取支部 5年度支部長
	平 山 充 重	(食料班) 高浜市婦人の会高取支部 5年度副支部長
	石 川 大 輔	(食料班) 高取小学校PTA 5年度会長
	中 溝 奈 津 代	(食料班) たかとり子ども会 5年度会長
	大 田 知 明	(食料班) たかとりこども園保護者の会 5年度会長
	長 田 正 雄	物資調達班責任者
	杉 浦 好	(物資調達班) 水明会代表
	伊 豆 隆 文	(物資調達班) 向山町

★事業実施にあたっては他にもメンバーがおられます。

環境美化事業

(敬称略)

リーダー	杉 浦 好	水明会代表
	荒 川 昭 治	本郷町
	近 藤 得 之	清水町町内会 5年度会長
	松 尾 弘 文	清水町町内会 5年度副会長
	杉 浦 紀 明	本郷町町内会 5年度会長
	深 谷 豊 規	本郷町町内会 5年度副会長
	寺 田 弘	向山町町内会 5年度会長
	杉 浦 利 幸	向山町町内会 5年度副会長
	島 村 浩 二	論地町町内会 5年度会長
	杉 浦 伸 芳	論地町町内会 5年度副会長
	川 角 金 和	いきいきクラブ白秋会(本郷)5年度会長
	酒 井 康 満	いきいきクラブ新和会(論地)5年度会長
	杉 浦 辰 昭	いきいきクラブ親友会(向山)5年度会長
	杉 浦 勝 利	清流会代表 ※協力団体
	神 谷 達 実	水明会※協力団体
	杉 浦 裕 司	水明会※協力団体
ひまわりの会	杉 浦 しづ江	リーダー
//	神 谷 静 子	サブリーダー

★事業実施にあたっては他にもメンバーがおられます。

「たかとりフェス」実行委員会

(敬称略)

リーダー	松野盛高	高取まち協副会長
	長谷部敬芝	清水町
	岩田佑一	//
	片岡久志	本郷町
	竹内武	//
	福田新樹	向山町
	太田啓	//
	永田誠也	論地町
	山本譽久	//
	※協力団体	植田里美
	近藤得之	清水町
	杉浦紀明	本郷町
	寺田弘	向山町
	島村浩二	論地町

★事業実施にあたっては他にもメンバーがおられます。

高取まちづくり協議会

住 所	〒444-1313 高浜市向山町一丁目214番地4 (高取ふれあいプラザ2階)
TEL/FAX	55-3894
事務局	午後1時30分～4時30分(土日祝日以外)
Eメールアドレス	tori-machikyo@katch.ne.jp

高取まちづくり協議会 規約

平成20年8月30日 施 行 平成24年4月 1日 一部改正
平成25年5月21日 一部改正 平成27年5月18日 一部改正
平成30年5月14日 一部改正 令和 3年5月15日 一部改正
令和 4年5月12日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、高取まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、高浜市向山町一丁目214番地4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協議会は、高取小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、心ふれあう安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災防犯事業
- (2) 環境美化事業
- (3) 地域住民交流事業
- (4) 施設管理に関する事業
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 役員(会長、副会長)、監事、事務局長、事務局次長、会計及び事業グループリーダー
- (2) 理事は、四町内会の代表者と高取小学校区内の団体の代表者及び役員会で承認された者とする。
- (3) 前2号以外の会員は、役員、理事の任期満了後本人意思により引き続き協議会活動に賛同する方または、協議会活動に賛同する高取小学校区内在住もしくは在勤の個人、団体、企業とする。
- (4) 高取小学校校長、高浜中学校校長、南中学校校長はオブザーバーとする。

(入会)

第6条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 高取小学校区内に在住し、若しくは在勤する者又は協議会が実施する事業に関係する者であること。
- (2) 宗教活動に利用する者でないこと。
- (3) 暴力団員又はその関係者でないこと。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 別に定める退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第4章 役員等

(役員等の定数)

第9条 協議会の役員等の定数は次のとおりとする。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人以上

(3) 理事 45人以内

(4) 監事 1人以上3人以内

(選任等)

第10条 役員及び監事は、総会において選任する。

2 事務局長、事務局次長及び会計は、全会員の中から会長が選任する。

3 監事は、理事又は協議会の事務局職員を兼ねることができない。

(職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。

4 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期等)

第12条 役員、監事、事務局長及び事務局次長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第13条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、若干名とし、有識者のうちから、理事会の推薦を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べるができる。

(事業グループ)

第14条 協議会に、第4条各号に掲げる事業を遂行するために事業グループを設けることができる。

2 理事は、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると

認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。

3 事業グループは前項による者及び希望する会員で構成し、所属するメンバーをグループ員という。

4 事業グループにはグループリーダーを置き、グループ員より選任する。

5 事業グループは、所掌する事業の企画運営を行う。

(事務局及び職員)

第15条 協議会に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長、事務局次長、会計及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 総会は、理事及び会員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員を選任又は解任

(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 理事会が必要と認め、招集の請求をしたときは臨時総会を開催することができる。

(招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できない場合は、出席した役員の中から議長を選出する。

(定足数)

第22条 総会は、理事及び会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第20条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した理事及び会員の過半数をもって決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない理事及び会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事及び会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した理事及び会員は、第22条、前条第2項、次条第1項第2号及び第43条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する理事及び会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事及び会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、役員及び理事をもって構成する。

(権能)

第27条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(開催)

第28条 理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できない場合は、出席した役員の中から議長を選出する。

(議決)

第31条 理事会における議決事項は、第29条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書

面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 役員会

(構成等)

第34条 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、事業グループリーダー、高取会会長(4町内会のうち代表する町内会の町内会長)及び会長が別に推薦する者をもって構成する。

(権能)

第35条 役員会は、次の事項について審議する。

(1) 理事会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他協議会の目的達成のために必要な事業に関する事項

(会議)

第36条 役員会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

2 役員会は、会長が招集する。

3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金品

(2) 財産から生じる収入

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第38条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 会長は前項に定める事業計画及びこれに伴う収支予算を作成するにあたり、高取小学校区内の団体

の意見を聞く場を設けなければならない。

(予備費の設定及び使用)

第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、役員会の承認を得なければならない。

3 予備費を使用したときは、理事会に報告しなければならない。

(予算の追加及び更正)

第40条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第43条 この規約は、総会に出席した理事及び会員の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。

(解散)

第44条 協議会は、総会の議決に基づいて解散する。

2 前項の規定により解散する場合は、理事及び会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第45条 協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に無償譲渡するものとする。

第10章 雑則

(雑則)

第46条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、協議会の成立の日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

3 協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 協議会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)この規約は、平成24年4月1日より施行する。ただし、第10条第5項の改定規定は、平成23年10月1日より施行する。

附 則

(施行期日)この規約は、平成25年5月21日より施行する。

(施行期日)この規約は、平成27年5月18日より施行する。

(施行期日)この規約は、平成30年5月14日より施行する。

(施行期日)この規約は、令和 3年5月15日より施行する。

(施行期日)この規約は、令和 4年5月12日より施行する。

組織図

